

提言

障害のある人の多様な就労を実現するための支援方策

* 本提言の説明内容は「 提言内容の説明 / 第 1 部 全体提言(説明)」4 7 頁を参照してください。

身体障害、知的障害、精神障害をはじめとする障害のある人の多様な就労を実現するために、以下について提言します。

提言項目 - 1

就労に向けた支援の充実

* 福祉事業者、学校関係者に対する提言

(1) 本人の就労に向けた動機づくりをすすめるための支援

就労を実現した当事者の話を聴く機会づくり

社会の厳しさだけでなく、社会生活のよい面をイメージできるための支援

「できないこと」ではなく、「できること」を本人とともに探す支援

職業能力を的確に把握するための外部の就労支援機関の体験利用

障害者職業センター等の職業評価の活用による本人の職業能力の把握

(2) 家族に対する支援

どのような支援が得られるかの的確な情報提供

失敗したときのことを含めての支援の保障

就労に結びついた当事者の家族からの話を聴く機会づくり

(3) 就労に向けた支援プログラムの作成

短期、長期の目標を本人とともに立てる個別支援計画の作成

個別支援計画の定期的な見直しと本人による自己評価の実施

外部の機関における就労体験や実習の実施

体験や実習における作業の分解を通じた本人の課題の発見

支援プログラムを通じた自信の回復に対する支援

(4) 企業への積極的な働きかけ

求人条件だけで判断することなく、具体的な提案による職場開拓

業務の切り出し、職務分析を通じた雇用の提案

(5) 福祉施設、養護学校の連携による就労支援の強化

身体障害、知的障害のある生徒の養護学校卒業時に就職が叶わなかったときにおける福祉施設、養護学校との連携による支援の継続

* 東京都、区市町村に対する提言

(1) 庁舎ならびに公共施設における障害者の実習受入れの拡充

- (2) 全都的な「障害者就労をめざすための実習促進事業」の創設
 - ・実習促進のための実習手当、交通費の支給事業
 - ・実習現場情報システムの構築事業
 - ・実習現場拡大のための普及啓発事業

- (3) 福祉施設・作業所に対する「施設外実習促進事業」の創設
 - ・障害者自立支援法では日額の訓練等給付費となるため、施設利用者が施設外で実習・訓練を受ける場合における施設に対するコーディネート料等の補助など

- (4) 企業内授産事業における準備支援と手続きの簡素化による活用促進
 - ・企業内授産事業に福祉施設、作業所が積極的に取り組むための企業との間でのコーディネートなどの支援

提言項目 - 2

就労定着のための支援の充実

* 福祉事業者、学校関係者に対する提言

- (1) ジョブコーチの積極的な活用

- (2) 職員、教諭がジョブジョブコーチ的な支援の方法を学習する機会の充実

- (3) 複数の機関の協働による生活支援の継続

- (4) 身体障害、知的障害のある生徒の養護学校在学中からの地域の福祉機関、就労支援機関との関わりづくりによる生活支援の継続

* 東京都、区市町村に対する提言

- (1) 障害者就労支援センターにおけるジョブコーチ配置への支援

- (2) 「障害のある就労者のための離職セーフティネット事業」の創設
 - ・就労を継続していくための複数の機関の協働による変化の早期発見
 - ・離職の際に迅速に地域の関係機関につながるしくみの実施

- (3) 障害者雇用をめぐる各種助成制度の周知徹底と手続きの簡素化による利用の促進

- (4) 精神障害者社会適応訓練事業の他障害からの活用を含めた充実強化

* 企業に対する提言

- (1) 障害者雇用への積極的な取り組み

- (2) 在宅雇用の可能性や障害者雇用のための業務の切り出しの検討

提言項目 - 3

福祉施設、作業所からの就労移行と多様な働き場の創設に対する支援の充実

* 福祉事業者、学校関係者に対する提言

- (1) 就労希望者の掘り起こしの促進
- (2) 就労できる利用者の把握のための外部の就労支援機関等による評価の活用
- (3) 利用者が健常者とともに働く体験の機会の提供
- (4) 就労後の生活支援の実施と離職の際の受け入れ
- (5) 企業就労をめざさない方のための多様な福祉的就労のメニューの開発と工賃の確保

* 東京都、区市町村に対する提言

- (1) 福祉施設・作業所に対する「施設外実習促進事業」の創設（再掲）
- (2) 福祉施設・作業所におけるジョブコーチ養成研修受講の支援
・ 職業センターにおける研修の受講要件の緩和などの受講促進
- (3) 「福祉施設・作業所における多様な就労メニュー開発支援事業」の創設
・ 官公庁からの受注の促進による就労メニューの多様化
・ コミュニティビジネスの起業による就労メニューの多様化への支援など

提言項目 - 4

障害者就労支援センターの設置促進と充実強化

* 東京都、区市町村に対する提言

- (1) 障害者就労支援センターの全区市町村における設置
- (2) 区市町村における障害者就労支援センターの複数設置
- (3) 精神障害ならびに発達障害者の就労支援ノウハウの確立

< 提言の背景 >

東京都内の民間企業における障害者雇用率は、平成 17 年 6 月 1 日現在で全国平均の 1.49%を下回る 1.40 と下位に甘んじています。1,200 万人の消費者の暮らす大都市東京では、さまざまな消費者ニーズに対応する企業活動（コミュニティビジネスを含む）が考えられ、多様な就労支援活動を実施することで、障害者雇用の促進を図っていくことが求められています。

とりわけ知的障害者、精神障害者の求職者数は増加しており、就労を実現した障害当事者からは大きく自信を高めたという声が聴かれ、求職ニーズに積極的に応えていくことが必要となっています。一方、必ずしも企業就労を望まない当事者も少なくありません。福祉的就労が多様なメニューで一定の工賃を確保することによって、そうした当事者が多様な働き場を地域に探すことができることを支援することも重要な課題です。

また、養護学校を卒業し、就職に到らなかった当事者も継続した支援を得ることで就労を実現することも可能であり、養護学校と福祉施設における支援の連続性の確保は不可欠です。そのことは就労者の生活支援の継続の観点からも必要とされています。

東京都内には、「区市町村障害者就労支援事業」を活用して特別区はほぼ全区で障害者就労支援センターが設置されているものの、市町村部では 7 市（平成 18 年 3 月現在）にとどまっています。その設置の促進が課題となっているほか、東京都社会福祉協議会が平成 17 年 10 月に実施した障害者就労支援センター実態調査においても、精神障害者、発達障害者に対する就労支援の機能が確立されていないことなどの課題が残されています。

障害のある人の自己実現を支えるために、障害者就労支援の充実について、事業者の取り組みにおいて求められるサービスのあり方及び区市町村・東京都に求められる施策に対して提言します。

東京都社会福祉協議会では、平成 17 年度に身体障害、知的障害、精神障害の枠を超えた当事者と支援者から成る意見交換会を設置し、障害者就労支援センターに対する実態調査、当事者や実践活動のヒアリングを行いながら、「障害者就労支援活動事例集（800 円）」「障害のある人の働きたい十二話（700 円）」「障害者就労支援センターガイドブック（900 円：いずれも税込）」をまとめました。